

下記記載の書類は、納税者が、住所又は転居先が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び東京都板橋区特別区税条例（昭和39年板橋区条例第47号）第6条の規定に基づき公示する。

なお、送達すべき書類は、東京都板橋区総務部納税課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に対して交付する。

令和8年6月10日

東京都板橋区長 坂 本 健

記

- 1 送達すべき書類 8板総納差第636号
- 2 送達を受けるべき者 氏名 鈴木 周